

選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人首藤奨学財団（以下「この法人」という）定款第43条の規定に基づき設置される奨学生選考委員会（以下、「選考委員会」という。）につき、その任務、構成及び運営並びに委員の選解任について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的及び任務)

第2条 選考委員会は、代表理事の諮問に応じて、定款第4条第1項に掲げる事業の対象となる奨学生の選考を行い、また奨学金規程に掲げる奨学金の停止、復活、返還請求を行う。

2 選考委員会は、毎年、採用人数を決定する。

(選考委員)

第3条 選考委員会の委員（以下、「選考委員」という。）は、奨学金給付等の対象に応じ、優れた見識を有しかつ公正・中立な立場を堅持できる者で、学識経験者のうちから、理事会で定め、代表理事が委嘱する。ただし、役員及び評議員（以下、「役員等」という。）は、学識経験者でなくとも選考委員を兼務できる。

2 選考委員のうちには、この法人の役員等が3分の1を超えて含まれてはならない。

3 選考委員会は、定款等で定められた事業を実施する奨学金給付者等の選考を行なうにあたっては、応募内容を審査し公平性を担保し、独立性をもって選考する。

4 選考委員の任期は1期2年とする。ただし再任を妨げない。

5 補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 選考委員が応募者と特別の利害関係者（推薦者、共同研究者等）となった場合、その選考について表決に加わることはできない。

7 選考委員の氏名は原則として公開する。

(選考委員への報酬・費用等の支給)

第4条 選考委員の職務執行の対価として報酬・費用等を支給することができる。

2 選考委員には報酬として、別表第1号を限度として支給することができる。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(委員長)

第5条 選考委員会には委員長を1名置く

2 委員長は、委員会の選考委員の互選により選定する。

3 委員長は会務を総理し、議事を運営する。

- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、他の選考委員のうちから、互選により選定された者がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 選考委員会の会議は、必要に応じ、代表理事が随時招集する。

- 2 会議を招集しようとするときは、選考委員会の委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 やむを得ず欠席する場合、予め通知された議題につき、書面又は電磁的記録をもって意見を表明した選考委員は、出席者とみなす。
- 4 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。

(選考委員以外の出席)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、選考委員会の同意を得て、選考委員以外の出席を求め、その意見を聞く事ができる。

(議事録)

第8条 選考委員会の議事についてはその経過の要領、及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 議事録は議長が署名捺印し、代表理事に提出する。

(報 告)

第9条 委員長は、一定の期間内に書面をもって理事会及び代表理事に選考結果を報告するとともに、理事の要請があるときは、理事会に出席して、その選考理由を説明しなければならない。

(選考委員の責務)

第10条 選考委員会出席者は、選考の過程、内容、及び結果、並びに職務上知り得た個人情報の機密事項については、選考決定前後、退任後ともに他に漏らしてはならない。

(事務局)

第11条 選考委員会の事務の処理は、財団の事務局がこれに当たる。

(本規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(細 則)

第13条 この規程の施行についての細則は、必要に応じて、選考委員会の議決を経て、理事会に報告するものとする。

附 則

1 この規程は、令和3年10月22日一般財団法人首藤奨学財団設立日から施行する。

(令和3年12月13日理事会議決)

2 この規程の変更は、令和4年5月10日公益財団法人首藤奨学財団名称変更日から施行する

別表第1号 選考委員の報酬額

職務	報酬の支給	報酬額
審査・選考	126件以上	15万円
	101～125件	10万円
	51～100件	8万円
	～50件以下	4万円
委員会の出席	出席の都度	2万円

(*源泉徴収額は除く)